

企業局職員の交通事故および交通違反に係る報告基準

1 趣旨

この基準は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員および同条第3項第3号に規定する特別職の職員（以下これらを「職員」という。）が交通事故または交通違反を起こした場合の報告について必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この基準において、交通事故とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項に規定する交通事故をいい、交通違反とは同法に抵触して違反した行為をいう。

3 対象

この基準により報告を必要とする職員は、次の各号に掲げる場合の運転者等とする。

ただし、交通事故または交通違反の内容によっては、同乗者を対象とする場合がある。

(1) 交通事故

人身事故（人の死傷に係る交通事故により付加点数を付された事故をいう。）の場合

(2) 交通違反

ア 無免許運転により違反点を付された場合

イ 酒酔い運転または酒気帯び運転により違反点を付された場合

ウ 酒酔い運転もしくは酒気帯び運転となることを知りながら他の者に車両・酒類を提供した職員または酒酔いもしくは酒気帯び運転であることを知りながら要求・依頼してこれに同乗した職員

エ 30キロメートル毎時以上（高速道路にあつては、40キロメートル毎時以上）の速度超過により違反点を付された場合

オ その他の事由により、運転免許を取り消され、またはその効力を停止された場合（軽微な違反行為（違反点数が3点以下である違反行為）の累積による場合を除く。）

4 報告義務

(1) 3の各号に該当し、または該当するおそれがある交通事故または交通違反を起こした職員は、直ちにその旨を所属長に報告するものとする。

(2) 所属長は、前号の規定による報告があつた場合は、所属部局長を通じ、職員からの始末書を付して、交通事故報告書（別記第1号様式）または交通違反報告書（別記第2号様式）を管理部長あて提出するものとする。

ただし、公務中のもの（交通事故に限る。）については、函館市公営企業管理者が別に定め

る方法により処理するものとする。

- (3) 職員がやむを得ない事情で第1号の規定に基づく報告ができない場合でも、所属長が当該職員等から事故内容等を聴取し、第2号の規定による報告書を提出するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる基準は廃止する。
 - (1) 水道局職員の交通事故および交通違反に係る報告基準
 - (2) 職員の交通事故および交通違反に係る報告基準

附 則

この基準は、平成29年9月14日から施行する。

別記第1号様式

交 通 事 故 報 告 書

管 理 部 長 様

(所 属 長 名)

下記のとおり所属職員に係る交通事故が発生しましたので、職員の始末書を添えて報告します。

記

区 分	具 体 的 な 内 容			
1 該当職員	所属部課			
	職		氏 名	(歳)
2 発生日時	年 月 日 () 時 分頃			
3 発生場所				
4 事故の程度および被害者の状況				
5 事故の原因				
6 違反点数	点 (累積 点)			
7 免許の停止・取り消しの状況				

別記第2号様式

交 通 違 反 報 告 書

管 理 部 長 様

(所 属 長 名)

下記のとおり所属職員に係る交通違反がありましたので、職員の始末書を添えて報告します。

記

区 分	具 体 的 な 内 容			
1 該当職員	所属部課			
	職		氏 名	(歳)
2 違反日時	年 月 日 () 時 分頃			
3 違反場所				
4 違反の内容				
5 違反点数	点 (累積 点)			
6 免許の停止・ 取り消しの状況				